

淀川環境委員会規約

(名称)

第1条 この委員会は、淀川環境委員会（以下「委員会」という）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、淀川河川事務所が管理する直轄管理区間における「河川環境」（水質、景観、生態系等）の整備と保全に対して、望ましい河川環境を創造するため、必要な指導・助言を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、第2条の目的を達成するため、必要な事業を行う。

(組織)

第4条 委員会は、学識経験者及び各分野の有識者等により構成する。

2. 委員会は、委員の承認により委員以外の者（以下「準会員」という）に参加を求めることができる。
3. 委員会には、必要に応じ部会を置くことができる。

(役員)

第5条 委員会は、会長1名を置く。

2. 会長は、委員の互選により定める。

(会長)

第6条 会長は、委員会を代表し会務を統括する。

2. 会長に事故ある時は、会長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員会)

第7条 委員会の重要な事項の決定を行うため、委員会を開催する。

2. 委員会は、必要に応じて会長が招集する。
3. 委員会の議長は、会長がこれに当たる。
4. 委員会は、必要に応じて準会員を含めた拡大委員会を招集することができる。
5. 委員会は、過半数以上の委員出席をもって成立する。

(部会)

第8条 部会の設置が必要な場合は、その都度委員会で定める。

(事務局)

第9条 委員会の事務局を淀川河川事務所河川環境課に置く。

(委任)

第10条 この規定に定めるものの他委員会に関し必要な事項は、その都度委員会で定める。

(付則)

1. 本規約は平成9年8月21日より施行する。
2. 本規約は平成15年6月5日より適用する。
3. 本規約は平成19年1月19日より適用する。
4. 本規約は平成22年7月7日より適用する。